

令和5年度第1回三重県障害者自立支援協議会概要

日時 令和5年 10月 19日(木) 14:00～15:30

場所 三重県栄町庁舎5階 51 会議室

出席者 別紙のとおり

報告・協議

(1)「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定について

＜「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021 年度～2023 年度)」について、各目標の進捗状況を事務局から説明。また、プランの 2024 年度～2026 年度の中間案について事務局から説明＞

(主な意見等)

・療育手帳の取得が増えている要因は何か。また、18 歳以上の方の取得も増えているが、18 歳に至るまでの早期の時点で支援できることはなかったのか。制度の問題もあるように感じる。

→療育手帳の取得は全国的な傾向として増えている。発達障がいの認識、手帳を取得すると支援が受けられることが広まってきていることが要因だと考える。また、発達障がいの方で子供の時は手帳の取得には至らなかったが、社会に出てうまくいかないことがあり手帳を取得する方が 18 歳以降も増えていると考える。

・県の職場体験実習がなくなるが、県職員の障がい者への理解が深まり、なくなるということか。

→職場実習は三重県では 15 年程前から実施してきた。当時に比べ、県での障がい者雇用率が上昇し、雇用施策が充実してきたことにより、今年度から廃止とした。職員に対する理解向上の研修等は今後も続けていく。

・教員免許取得のため教育学部の学生が介護体験を受けるが、介護、障がいの施設で分けて体験が受けられるようにしてはどうか。教職員の障がい者への理解、技能を高めるには障がいの施設を重視した方がよい。

・「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」について、E モニターによる数値目標とキッズ・モニターによる数値目標に乖離があるように思う。当事者が障がいに対する理解が進んでいると感じることが一番大事だと考えるが、当事者の数値をとることはできるか。

→以前は E モニターによる調査を実施していたが、数値目標を公式に使えないため、キッズ・モニターによる数値目標を利用することとした。理解を図る指標が他に存在するかを含め検討したい。

・障がいが軽度の方だとグループホームを利用することも可能だが、強度行動障がいのように障がいが重い方は施設で受け入れられにくく、入所がしにくい現状がある。緊急性の高い方よりも軽度の方が先に入所するようなことがある。

・第 1 次産業との連携を中心としているが、既存の第 2 次、第 3 次産業、その他の産業、1.5、2.5 次等の連携や、長期的ではなく一定期間なら安定する方たちを含め包括的に利用できる就職体験等の紹介や開発等を県と企業で連携してできないか。教育、労働の分野になるかもしれないが、知的障がいにはあたらぬようなグレーゾーンの方のフォロー体制についてはどうか。

→雇用では施設外就労、農林水福連携に力を入れている。障がい者雇用・就労促進課もできた。農福連携ではジョブトレーナーの設置等の取組がある。1.5、2.5 次等に関するご意見については関係部局に情報共有したい。

- ・国が強度行動障がい者の支援体制の充実、地域での関係機関との連携等を方向性として示している。障がい者虐待の対応について、支援力の低さ、専門技術の欠如が要因としてあり、密接に関係すると思う。事業所の中でも強度行動障がいの研修を受講している職員もいるが、現場で活かすことが難しく、支援の質が上がらないのが現状である。単に研修を実施するのではなく、事例検討やスーパーバイザーの仕組みなど、県として特別に取り組むものが必要だと思う。現実として、入所施設に強度行動障がい者が集まりがちである。具体的に手をつけていかないと、虐待にも少なからず影響するので、次の計画に体制、仕組みについて入れられたらと思う。
- 国でも強度行動障がいに関する検討会があり、事業が打ち出されているが、強度行動障がいの方は、施設の中でも対応が難しく虐待にいたるケースがあり、現場で中心となる専門性の高い方を位置付けて、実際に現場に入ってもらっていただきコンサルテーションしていく事業を考えているという話があった。強度行動障がいについては、支援力の強化等、新たな取組ができないかと県でも考えている。
- ・県南部は福祉を担う人材不足が深刻である。社会資源もなく、現存の事業の継続でさえ難しい。法人の中でも専門性のある職員が少なく、地域全体でも福祉の広がりが持たれにくく、福祉の魅力アピールに悩んでいる。それぞれの事業所だけでは取組に限界があり、福祉を支えていく担い手が必要である。
- 人材の確保は重要だと思っており県としても引き続き取り組みたい。
- ・動く医療的ケア児の相談が増えている。緊急の入所等のケースが、どこで受け入れるかが宙ぶらりんになっている。また、施設に入れたとして、子供にとって本当によいのかとも感じる。意思決定支援の責任者の研修も三重県ではないと思う。
- 医療的ケア児の短期入所等、サービスが不足しているという声は聴いている。施設整備の関係では、重度の方の施設、ショートステイを優先的に整備する等、ハード面での対応に取り組んでいるが、サービスの提供が十分に行き渡っていないことは課題だと思っている。医療的ケア児への取組は報酬改定等を含め国の方から今後示されると思うが、県からも要望していきたい。
- 意思決定支援の研修について、事業所の従事者であるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修の中で行われており、三重県は意思決定支援、障害児支援、就労支援を1年ずつまわして実施している。来年度は意思決定支援の研修が実施される。
- ・放課後等デイサービスの利用は増えているが、(障がい児の)放課後児童クラブの利用はされていないような状況があり、分け隔てられていると感じている。
- 国からも保育所等訪問支援を充実させる方向性が示されているため、県としてもインクルージョンの取組が進むよう取り組んでいきたい。

(2)障がい者虐待の状況について

<障がい者虐待の国全体データ及び県内データについて事務局から説明>

(主な意見等)

- ・桑名の保育園でも虐待があった。県でも、保育園も含めた福祉施設での虐待防止対策の充実に取り組んでもらいたい。

次回、実施予定： 日時 令和6年2月6日(火) 14:00～16:00

場所 三重県勤労者福祉会館 B1F 特別会議室